

令和元年12月5日現在

1. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時年齢が満20歳以上で、安定継続した収入のある方 (パート等の非正規職員も可) ・ 当金庫所定の条件を満たし、保証会社の保証を得られる方 ・ 子弟・孫・被扶養親族が学校等に就学中または就学予定である方 ・ 当金庫の会員又は当金庫の会員となれる方(当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、又は当金庫の営業地域内にある営業所に勤務する方)
2. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"> ① 就学する学校等への納付金 <ul style="list-style-type: none"> ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む ② 就学にかかる付帯費用 <ul style="list-style-type: none"> ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等 ③ 申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) <ul style="list-style-type: none"> ※①または②と合わせた申込みに限る
3. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円以上500万円以内(10万円単位)
4. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以内(1年ごとの更新) ※卒業予定月の3ヵ月後の月末までを限度として証書貸付へ切替手続きをしていただきます。 ※医学部・薬学部の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヵ月後の月末まで ※子弟等が進学する際、申込人が引き続き教育カード当貸の利用を希望する場合は、保証期間の延長が可能『※子弟進学時の特例、後記参照』
5. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 年2.80%(保証料0.90%を含みます)
6. ご返済方法及び利息支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元金返済据置(卒業予定月の3ヵ月後の月末までに証書貸付に切替えることにより完済となります。) ※貸越金利息は、付利単位1円及び当金庫所定の利率によって計算し、毎月の返済日にご指定いただきます普通預金口座よりご返済いただきます。 ※ご融資期間中の元金の任意返済は可能
7. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要ありません。しんきん保証基金の保証をご利用いただけます。
8. ご来店時必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人確認書類 運転免許証 <ul style="list-style-type: none"> ※取得していない場合は、次のいずれかをご用意ください。 個人番号カード・顔写真付住民基本台帳カード・パスポート 運転経歴証明書(上記書類がない場合はご相談ください。) ・ 年収を確認できるもの 源泉徴収票・所得証明書等 <ul style="list-style-type: none"> ※但し、申込金額100万円以下は不要 ・ 就学中または就学予定であることを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 合格通知書・在学証明書・学生証等

次項へつづきます

9. ご融資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンカードによるATM・CDでの出金により随時貸付
10. 証書貸付への切替	<ul style="list-style-type: none"> ・申込金額 教育カードローン貸越元金及び最終利入済日以降の貸越利息 ・融資期間 3ヵ月以上10年以内 ・返済方法 毎月元金均等・元利均等分割返済（元金返済据置は不可） ※融資金額の50%以内につき6ヶ月のごとの増額（ボーナス）返済併用も可能 ・融資利率 切替時の当金庫所定の利率を適用いたします。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話0197-23-2498、FAX0197-25-7073）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話03-3581-0031）第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・ご不明な点については、窓口へお気軽にご相談ください。
※子弟進学時の特例	<p>子弟等が進学（例：高等学校→大学、高等学校→予備校）する際、申込人が引き続き教育カードローンの利用を希望する場合は、保証期間の延長ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資期間 進学先の卒業予定月の末日まで ・証書貸付切替期限 進学先の卒業予定月の3ヶ月後の月末まで ・必要書類 進学先が確認できる書類（合格通知書、在学証明書、学生証等）